

第1部 FCJについて		
No.	ご質問	ご回答
1	顧客から、POP's条約で規制されていない他のPFASも含み（つまり対象物質は1万種以上）、製品への含有の有無調査を依頼されます。購入品の場合、調査が膨大になっております。依頼元が、何社か先（下流）であることもあります、調査を依頼される意味、意図は分かりづらい状況です。各購入品それぞれの購入先への逐一の川上への調査を行うより他に、何かよき効率的対応などもしあればお教え頂けましたら幸いです。	PFAS関連の調査は、最近非常に増えており、対応の難易度と負担が急激に高まること、よく理解できます。また、何故そこまで広範囲の調査が必要なのか、意図が不明瞭なことも多いと思います。すべての購入品ごとの個別調査は確かに膨大ですが、下記のような効率化や調査範囲調整の方法で、負担軽減や合理的な対応ができると思いますので、ご検討ください。 1. サプライヤーへの共通調査フォーマットの導入 逐一別に問い合わせる代わりに、「PFAS調査用の共通質問票」やチェックリストを作成し、各購入品サプライヤーに配布することで効率化できます。例えば、chemSHERPAなどが参考になります。 2. PFASスクリーニングの範囲を絞る PFAS全体ではなく、依頼元に「どの程度の網羅性が必要か」「特定の用途やサプライチェーンで重点的に懸念されているPFASは何か」を確認し、調査範囲を現実的な線で絞れないか交渉することも有効です。 3. 製品含有情報の「宣言」方式 具体的な含有有無が判定できない場合、「非含有」や「該当PFASは意図的添加していない」など、サプライヤーから書面を取得し、それをもって一次対応とするケースもあります。 4. 下流企業への意図確認 依頼元（下流企業）に「なぜ全PFASを対象にした調査が必要か」「どの法規制や顧客要求が背景か」を明示してもらうことで、不必要に広範な調査範囲を見直す余地が生まれます。
2	マテリアルリサイクルの方向性自体は否定されるものではないですが、どうやって回収するか、再生材含有したポリマーの含有上限等々が、対象分野で試用した場合に基準等が明確にしていただければ幸いです	FCJリサイクルプロジェクトでは、家電、自動車、半導体を最初の取り組みとしてリサイクル法でのリサイクルスキームの協力を得ながら進めております。順次他用途へも広げていく方向ですので、可能であれば所属されておられる工業会様と使用用途や回収方法について協議させていただければと考えております。

第2部－1 欧州PFAS規制の最新動向について		
No.	ご質問	ご回答
1	【質問1】JEMAのHPにも本セミナーの案内などあったでしょうか？弊社は電機機器メーカーですが、PFASはどちらかというと素材メーカーの悩みの種であり、電機機器メーカーになかなか情報が降りきません。素材メーカーからすると、メーカーなどは客先になるので、仕方ないことだと思います。そのため、JEMAのHPにも案内があると嬉しいです。ちなみにPFASはプラスチックの難燃剤にもよく使われますので、規制動向が気になるところでした。（とくにメーカーとしてはマテリアルリサイクルを推進するうえでの悩みの種です。） 【質問2】PFASの含有有無の情報伝達を現在ケムシェルバで代用していますが、今後規制対象となるECHA／REACH対応のPFAS有無の情報伝達もケムシェルバ（もしくはCMP）で事足りるのでしょうか？（あるべく客先独自フォーマットの乱立は管理が大変です） 【質問3】PFASは構造式で規制対象となります、将来のECHA／REACH規制の場合はCASナンバーの開示はあるのでしょうか？機器メーカーとしてはCASナンバーで全てを管理しているので、非常に気になる所です。	【質問1】本セミナーにつきましては、これまでに受講された皆様への個別案内を中心に実施しております。JEMA様のホームページでの公開案内は行っておりません。欧州PFAS規制は用途・産業セクターごとに評価されているため、素材メーカーのみならず、電気機器メーカーを含めたサプライチェーン全体での取組みが必要と認識しております。 本規制は、今後の製品開発・サプライチェーン・事業運営に幅広い影響を与える可能性があり、多様な立場の意見が反映されることが非常に重要です。 パブリックコメントを提出することにより、制限案が緩和の方向になる可能性もあります。 御社にとって、不利益にならないようにパブリックコメントを提出することを推奨いたします。 【質問2】現時点では対応予定の有無について確かな情報を持っておりません。 【質問3】現時点では、対象物質が将来CASナンバーでリスト化されるといったような情報はECHA等からはリリースされておりません。
2	制限オプションR03の対象セクターに医療機器セクターが含まれておらず、スライド4 2のR03評価ではR02ベースで整理されています。 スライド3 2では埋込型医療機器、侵襲的医療機器、医療機器包材 では提案猶予期間は、13.5年とされておりR02ベースと理解できます。 一方で、スライド4 0には a. PFAS製造/上市/使用を条件付きで許可 b. 代替品が利用可能となるまで条件付きで製造/上市/使用を許可 という規制オプション検討の説明があり、その対象用途の例示に電池、燃料電池、電解槽、医療機器や半導体が記載されていることがあります。 現時点では上記はR02ベースで13.5年が提案されていますが、今後の審議によってはR03により条件付き使用継続が認められる可能性もあるのでしょうか？ 記載の埋込型医療機器、侵襲的医療機器、医療機器包材以外の医療機器に対する規制はどのように理解すればよいでしょうか？	ご理解の通り、現在R03の検討対象となっている用途（PFAS製造、電子機器・半導体、テクニカルテキスタイル等）については、将来的に条件付き使用継続(R03)が認められる可能性があります。なお、医療機器については現在R03の検討対象とはなっておりません。R02として13.5年が提案されている埋込型医療機器、侵襲的医療機器、医療機器包材以外の医療機器用途については、現状猶予期間は1.5年と考えられます。 規制サイドが当該用途におけるPFASの必須性を把握していないケースも大いにありますので、2026年3月からのパブリックコンサルテーション(パブコメ)にて、各用途の実態について詳細に意見出しをすることが非常に重要になります。
3	PTFEについて、工業用途においては川下の用途次第で除外や制限オプションが決定されるとの理解でよろしいでしょうか？	はい、ご理解の通りです。PFAS制限は用途・産業セクター別に検討されると明言されています。
4	①成形品についてR02の適用猶予期間中においてEUから課される対応要求はどのようなことが想定されますか？例えばPFAS製品の登録（SVHCの登録義務、SCIP登録のような製品登録）、PFAS年間輸出量、PFASの代替計画、PFAS排出抑制手段や実績報告・・・ ②資料のP24に記載のR03における「ライフサイクル全体に亘る排出量を最小限に抑える厳格な条件」とは具体的にどのような条件が想定されますか？ポリマー製造はイメージ出来ますが、部品、ユニット品は構成部材のサプライチェーンや顧客の使用条件も考慮が必要なため認可を得るのは本当にハードルが高いと思われます。	① 背景文書の第7項に報告義務（第5項、第6項のどの除外を使うのか、前年上市した物質と量）、第8項に管理計画（製品、使用根拠、使用条件と廃棄に関する情報）の要求があります。御社の成形品につきまして実際に対応が必要なのかにつきましては第7項、第8項をご確認ください。 ② 製造時の排出削減、リサイクルを行い全体的に排出量を削減することが考えられます。
5	欧州PFAS制限案の第2項(資料P15)にてPFAS濃度が規定されています。これは全ての製品において有効な規定という理解で良いでしょうか。例えば、PFASがコーティングされた成形品の場合、全体質量に対しPFAS濃度が規定濃度以下であれば対象外となるでしょうか？	ECHA(欧洲化学品序)のHPで公開されている「アーティクル中の物質に関するガイダンス」第4版をご参照ください。なお、成形品の分母の判断方法は全て「例」として提示してあり、ECHAは、複雑な成形品を有する欧州の各工業会に、業界別の成形品ガイダンス作成を奨励しています。詳しくは貴社の属する業界の工業会にお問合せいただきたいと存じます。 https://echa.europa.eu/documents/10162/2324906/articles_en.pdf
6	PFAS製造における制限適用除外について、原文では"production of PFAS with or without the use of fluorinated polymerisation aids in the production of polymeric PFAS (以下略)"となっていますが、"in the production of polymeric PFAS"は"production of PFAS"と"the use of fluorinated polymerisation aids"のどちらにかかっているのでしょうか？ "the use of fluorinated polymerisation aids"の方にかかっている場合、高分子PFASの製造と関与しないPFAS製造も制限適用除外の対象になると考えられます。	第4項mにはご指摘の記載が、また、Explanatory notesには、"The derogation relates to the manufacturing of all PFAS that are intended to be used for derogated uses or are intended to be sold to third (non-EEA) countries."の記載があり、polymeric PFASを指しているのか、all PFASを指しているのか、FCJ内でも解説が分かれています。今後更新される文書を見て判断されることをお勧めします。
7	現時点での結論を出すことは難しいのでしょうか、方向性（どのような結論になりそうか？）を示して頂ければ助かります。	12月にRAC/SEACの専門家会議が行われ、科学的評価が終了しましたが、RAC/SEACの詳細な評価結果は公表されておらず、今後の見通しは、全くわからない状況です。FCJでは、引き続き動向を注視していく予定です。なお、2026年3月頃にパブリックコメントが予定されています。 本規制は、今後の製品開発・サプライチェーン・事業運営に幅広い影響を与える可能性があり、多様な立場の意見が反映されることが非常に重要です。 パブリックコメントを提出することにより、制限案が緩和の方向になる可能性もあります。 御社にとって、不利益にならないようにパブリックコメントを提出することを推奨いたします。

8	半導体製造装置にRO3が適用されることになった場合、半導体製造装置に使用されるPFAS系シールにもRO3が適用されるのでしょうか。それとも産業用途におけるシール用途(6p)としてRO2(猶予期間13.5年)が適用されるのでしょうか？	後者の理解が正しいです。半導体製造装置に使用されるシーリング材についてはシーリング用途に分類され、RO2(猶予期間13.5年)が適用されます。下記リンクの電子機器・半導体の項(P4)に記載があります。 https://echa.europa.eu/documents/10162/17091/pfas_use-mapping_annex_to_guidance_for_respondents_en.pdf/e242dcf0-0aab-2619-234e-09445bb181c5?t=1765893415372
---	--	---

第2部－2 パブコメ準備について		
No.	ご質問	ご回答
1	近年GHGの削減について、削減期間の延期がささやかれていますが、このPFAS制限は延期になる可能性はありませんか？	GHG削減とPFAS制限を同時に議論することはできないと思います。PFAS規制の延期の可能性について、現時点において具体的な情報はございません。
2	コメントです。食品容器包装そのものへのPFASの使用は限定的だと思います。一方で、食品の製造・使用・取り扱い（調理など）にかかる器具や機器、その部品等には、多種の高分子PFASやフッ素系コーティング材料が、様々な用途で使用されています。ただ、どこまでEU向けに製品輸出がなされているか、もし背景文書がそのまま採択された時の影響度を把握するのは難しいでしょう。そこで、食品機械工業会 https://www.fooma.or.jp/ や、厨房工業会？などの関連工業会への意見聴取や情報提供、パブコメ協力依頼が必要なのではないでしょうか？	コメントいただきありがとうございます。ご指摘の通り、フッ素系材料メーカーにおいても、どの最終製品にPFASが使用されているかを詳細に把握することは困難です。このため、弊協議会では、川中あるいは川下ユーザーの主要な業界団体との情報交換活動を行ってきており、日本食品機械工業会様とも既にコンタクトさせていただいております。

第2部－3 米国PFAS規制の最新動向について		
No.	ご質問	ご回答
1	トスカでは報告対象のPFASにおけるCASナンバーの開示があったと思いますが、あっておりますでしょうか？	はい。 EPAは報告対象物質の一部をCASナンバーと共にリストとして開示しています。 (下記URL、"Additional Resources"の"Public List of TSCA PFAS for 8(a)(7) Rule (xlsx)"ご参照) https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping ただし、こちらは非網羅リストであり、対象となる全ての物質が記載されているわけではありません。報告対象として定義された構造に該当する物質は、全てEPAへ報告する義務がございます。
2	P F A S 報告の具体的な資料作成方法が知りたい。 本体で出荷した場合と補修部品として出荷した場合での資料作成方法など	現在、EPAは当該報告義務の改定を検討しております。2025年11月に公示された本改定案には、成形品に対する報告免除が盛り込まれています。それ以前には、PFASを含む成形品についても報告義務がありました、免除される方向で検討が進んでいます。 今後の動向につきましては、以下のサイトをご参照ください。 https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping
3	米国は欧州に比較し規制が複雑化しきているように感じますが、今一部の州で廃案になっておりますが、急速そちらの方向に傾く可能性はありますか？	米国は連邦と各州で規制に対するスタンスが異なります。また、州ごとにも規制に対する考え方方が異なり、法律も様々に存在します。従って、一部の州で法律が改正されたり否決されたとしても、それが全米各州での統一的な動きとなる傾向は、確認されておりません。引き続き、自社および業界が関係する州の法律を注視する必要があります。

その他		
No.	ご質問	ご回答
1	台湾のPFAS規制に少し、FCJではどのようにご認識されていますでしょうか？	台湾の方向性としては、独自に規制をリードしていく動きというより、EUや米国など世界的な動向に合わせた動きと考えています。 FCIとしては、台湾における「列管全氟及多氟烷基物質與其運作管理事項」草案に関してパブコメを提出するなど、適切な管理・規制となるよう働きかけております。引き続き動向を確認し、意見提出など積極的な働きかけを継続していく予定です。
2	①例えば、「焼かない焦げ付かない温度帯(ベーキングではない)での、粘着性食材のノンスティック用途」、「蒸したり塩水を含む食品と接触する条件での防錆用途」、「詰まりやすい食品の低摩擦用途」といった用途(ここではあえてコーティングと限定させてください)は、「食品接触材料」または「機械用途」のどちらに属するのでしょうか？ これら判断の前提には下記2択があると思いますが、正しい方はどちらになりますか？ 1.食品加工機械において、食品から基材を保護する用途(防錆や防汚などの上記例)の接触であっても、食品に接触する限りはセクション2.3「食品接触材料」に属す。 2.「工業用ベーキング用品におけるノンスティックコーティング」以外の食品加工機械に含まれる用途(防錆や防汚などの上記例)は、2.18「機械用途」に属す。 ②もう一点別の質問になりますが、第6回 FCJ PFASウェビナー資料P42の表中#3FOOD...の()内標記「RO3は一般評価に留まる」とはannexEのどの部分についての記述を指しますでしょうか。 よろしくお願ひいたします。	①食品や飼料の製造に使用される産業用機器のコーティング（かつ、工業用ベーキング器具の焦げ付き防止コーティングに該当しないもの）は「シーリング用途」に分類されると思います。一方で、工業用ベーキング器具の焦げ付き防止コーティング、消費者向け調理器具のコーティング等であれば「食品接触材料」に含まれると考えます。詳細はECHAから公開されておりますuse mappingなどを参照して確認することをお勧めいたします。 https://echa.europa.eu/documents/10162/17091/pfas_use-mapping_annex_to_guidance_for_respondents_en.pdf/e242dcf0-0aab-2619-234e-09445bb181c5 ②リスクオプションの全般説明の中で1回目のパブコメで提出された代替規制オプションに関する提案も検討したとあるため、詳細比較には及ばなかったものの一般的な評価はされていると理解し、「一般評価に留まる」と表現いたしました。